

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月八日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第三号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年広島県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、第十四号を第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四 公益財団法人ひろしま文化振興財団

別表第一中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とする。

別表第二中第三号を次のように改める。

三 社団法人広島県土木協会（昭和二十七年三月二十五日に社団法人広島県建設協会という名称で設立された法人をいう。）

附 則

この人事委員会規則は、平成二十二年四月一日から施行する。